

## 第34回吉野町地域公共交通協議会 議事概要

日時：令和6年8月22日(木) 14:00～15:00

場所：吉野町中央公民館 第3研修室

参加者：別紙名簿のとおり

### 1. 開会

### 2. 吉野町地域公共交通協議会委員の変更について

資料1-1に基づき、昨年度から人事異動等で変更された委員の方々について事務局より報告する。委員任期等の参考として資料1-2の協議会設置要綱をご確認いただく。

### 3. 出席者紹介

出席委員及び代理出席者の紹介（出席者名簿のとおり）

### 4. 吉野町地域公共交通協議会会長の選任について

和田会長(吉野町副町長)が再任される。

### 5. 議事

#### (1) 令和5年度スマイルバス等の利用状況について(報告)

資料2に基づき事務局より説明する。

特に質問や意見はなく、報告案件を終了する。

#### (2) 乗合タクシー制度構築による南奈良総合医療センターへのアクセスについて

資料3に基づき事務局より説明する。

#### ◆意見を頂戴する

県タクシー協会:資料のスケジュールの中で交通事業者との協議とあるが、こちらはタクシー事業者を集めて説明されたのか。また各者どのような反応だったか。

⇒事務局:全事業者に集まっていたいて説明した訳ではなく、個別に説明に伺った。各事業者様共に前向きにお話しを聞いていただくことができた。

県タクシー協会:タクシー事業者としては、このようなタクシー利用の機会を作っていただき非常に感謝している。ただ、説明の中にもあったが、近鉄電車の利用の減少に繋がらないように、併せて全体的な交通政策をご検討いただきたい。今回のように病院の玄関で乗降できるというようにという個々の要望に基づいて、対応していくというのも大事だが、利便性を

追求しすぎて、今後鉄道が走らなくならないように。ここ数年でそのようなことはないであろうが、鉄道が走らなくなったら終わりだと思う。地域に必要な交通政策がなされることをお願いしたい。

県バス協会：運輸支局への申請についてこの21条申請というので正しいのか？

⇒事務局：運輸支局にも確認しており、今回の実証試験運行に関してはこちらの21条申請で問題無いと聞いている。ただし、今後本格運行を行う場合はまた別の手続きが必要となる。

社会福祉協議会：デマンドバスは1時間前までの予約が可能であるが、このタクシー予約は1日前までである。利用者が混同しないようしっかり周知いただきたい。また、帰りの便の当日変更も出来ないと思うので、その辺りの苦情が発生しないように留意いただきたい。

⇒事務局：11月にアンケート等を実施する際にも制度周知を行うので、その辺りしっかり周知していきたい。

県タクシー協会：本格運行の際には道路運送法第4条の許可が必要となってくるとされる。

タクシー事業者のみではなかなか手続きが大変だと思われるので、吉野町の方からもサポートいただきたい。

⇒事務局：出来る限りサポートさせていただきたい。

他に意見等はなく、議長より議題(2)「乗合タクシー制度構築による南奈良総合医療センターへのアクセスについて」について各委員に諮ったところ、異議はなく承認される。

### (3) デマンドバス乗降場所の移設・新設について

資料4、資料4-1に基づき事務局より説明する。

特に意見等はなく、議長より議題(3)「デマンドバス乗降場所の移設・新設について」について各委員に諮ったところ、異議はなく承認される。

### (4) その他

特に意見等は無かった。

議長が議事を終了する。

## 6. 閉会